

国立学校設置法施行規則(抜粋)(昭和39年4月1日文部省令第11号)

第6章 大学評価・学位授与機構

(位置)

第51条 大学評価・学位授与機構の位置は、神奈川県とする。

(組織及び運営等)

第52条 大学評価・学位授与機構に置かれる職の種類並びに大学評価・学位授与機構の組織及び運営の細目については、大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成3年文部省令第38号)の定めるところによる。

(評価の区分)

第52条の2 国立学校設置法第9条の4第1項第1号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価(次号及び第3号に掲げるものを除く。)
- (2) 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- (3) 大学等の各学部、各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

(評価の実施の手続)

第52条の3 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

(評価の実施の方法)

第52条の4 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

(意見の申立)

第52条の5 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

(大学等の評価に関する委任)

第52条の6 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第9条の4第1項第1号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

附 則(抄)

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第9条の4第1項第1号に規定する評価は行わないものとする。